

改

正

後

個⑥003 肉用牛の売却による所得の税額計算書【表面】

肉用牛の売却による所得の税額計算書

(平成 年分)

氏 名

提出用

この計算書は、農業を営む方が売却した次の⑦及び⑩の特定の肉用牛の全部若しくは一部が免税対象飼育牛以外のものである場合又はその売却した免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合において、その売却による農業所得について租税特別措置法第25条第2項の規定（収入金額の5％課税の特例）の適用を受ける場合に、課税総所得金額に対する税額を計算するために使用します。

⑦ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛

⑩ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

2 免税対象飼育牛とは、上の⑦及び⑩の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

		㉑ 収入金額	㉒ 必要経費	㉓ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (㉑－㉒－㉓)
農業所得	①	円	円	円	円
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	②	円			
①－②	③				

1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。

2 ②欄には、上の⑦及び⑩の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「㉑収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

3 ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。

なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特例の適用により、ないものとみなされる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署におたずねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	④	円
配当控除	⑤	
投資税額等控除	⑥	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑦	
政党等寄附金等特別控除	⑧	
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除	⑨	
差引所得税額 (④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨)	⑩	(赤字のときは0)
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑪	
⑪ × 5 %	⑫	
⑩ + ⑫	⑬	

「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書した収入金額を書いてください。

「申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩に転記してください。なお、外国税額控除を受ける方は税務署におたずねください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改

正

前

個⑥003 肉用牛の売却による所得の税額計算書【表面】

肉用牛の売却による所得の税額計算書

(平成 年分)

氏 名

提出用

この計算書は、農業を営む方が売却した次の⑦及び⑩の特定の肉用牛の全部若しくは一部が免税対象飼育牛以外のものである場合又はその売却した免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合において、その売却による農業所得について租税特別措置法第25条第2項の規定（収入金額の5％課税の特例）の適用を受ける場合に、課税総所得金額に対する税額を計算するために使用します。

⑦ 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛

⑩ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛

(注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。

2 免税対象飼育牛とは、上の⑦及び⑩の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

		㉑ 収入金額	㉒ 必要経費	㉓ 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額 (青色申告者は青色申告特別控除後の金額) (㉑－㉒－㉓)
農業所得	①	円	円	円	円
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	②	円			
①－②	③				

1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）。

2 ②欄には、上の⑦及び⑩の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「㉑収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。

3 ③欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。

なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。詳しくは、税務署におたずねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	④	円
配当控除	⑤	
投資税額等控除	⑥	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑦	
政党等寄附金等特別控除	⑧	
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除	⑨	
電子証明書等特別控除	⑩	
差引所得税額 (④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩)	⑪	(赤字のときは0)
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等	⑫	
⑫ × 5 %	⑬	
⑪ + ⑬	⑭	

「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書した収入金額を書いてください。

「申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩に転記してください。なお、外国税額控除を受ける方は税務署におたずねください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額の頭部に「㉑」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「措法25」と書いてください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）